

【情報提供】 バリ州が徴収を予定している「外国人観光客徴収金」について
(2月14日から実施予定)

令和6年1月24日 (総24第4号)
在デンパサール日本国総領事館

バリ州政府は、バリ州の文化及び自然の保護を目的として、2024年2月14日から、バリ島を訪問する外国人観光客に対し、「外国人観光客徴収金」(以後「観光税」と記載)を課し、一人あたり15万ルピアの徴収を開始する予定です。観光税について、現在当館が州政府より入手している情報は次のとおりです。なお、具体的徴収方法については州政府が準備を進めており、今後規則や運用が変更となる可能性がありますのでご注意ください。

更に情報が明らかになり次第、順次、領事メールや当館のHPで情報提供する予定です。

また、本件運用に伴って、詐欺サイトや高額代行業者の出現が懸念されます。申込みサイトの真偽や支払い金額には十分注意するようにして下さい。

観光税のポイント

1. 徴収対象

バリ島を旅行するすべての外国人観光客
(当館注：乳幼児であっても支払いが必要との情報あり)

2. 徴収金額

1人あたり Rp150,000
(インドネシア出国前までに、1回支払う必要がある。)

3. 支払い方法

(1) バリ島への出発前にオンライン決済することが強く推奨されています。

以下の支払い方法が可能

- ・バリ島に到着する前に、「Love Bali (ラブ・バリ)」システムにアクセスして支払う。(https://lovebali.baliprov.go.id)
- ・バリ島を旅行中に「エンドポイント」(ホテル、旅行代理店、観光地)で「Love Bali (ラブ・バリ)」システムを使用する。

支払いは、クレジットカード (Visa、Master Card、American Express、JCB)、銀行振込、バーチャルアカウント、QRIS が利用可能。

(当館注：現金の取扱いについての詳細な情報なし)

(2) 支払い後、QRコード付きの「レヴィ・バウチャー (Levy voucher)」とい

う支払証明が「Love Bali (ラブ・バリ)」システムから E メールで送信される。

(3) 徴収開始日 2024 年 2 月 14 日から実施

(当館注：現時点では実施 5 日前の 2 月 9 日頃から「Love Bali (ラブ・バリ)」システムが稼働するとされている。)

観光税の免除

次の者は観光税の支払いを免除される：

1. 外交・公用ビザの保有者
2. 輸送機関の乗務員
3. KITAS または KITAP の保有者
4. 家族滞在ビザ (※) の保有者 (※当館注：Family Unification VISA : Vitas untuk Penyatuan Keluarga : C317 と思われるが、詳細情報なし)
5. 学生ビザの保有者
6. ゴールデン・ビザの保有者
7. その他のビザ (商用ビザなど) の保有者

免除を受ける方法

1. 免除対象者は、免除を受けるためにバリ島に到着する 5 日前までに、「Love Bali (ラブ・バリ)」システムを通じて申請書を提出する必要がある。
2. 提出日が到着の 5 日前未満の場合、徴収の対象となる。
(当館注：「Love Bali (ラブ・バリ)」システムについて、稼働開始日が 2 月 14 日の 5 日前とされているため、免除のリミットと同一日となる。その場合の免除申請が間に合うのかどうか不明)
3. 前項の「6. ゴールデン・ビザの保有者」「7. その他のビザ (商用ビザなど)」の保有者は、「ラブ・バリ・システム」に必要事項を記入の上、申請書を提出すること
(当館注：前項 1～5 までの該当者は「ラブ・バリ・システム」での免除申請が不要との情報があるが、詳細は不明)

料金を支払わない外国人観光客への制裁措置

徴収金を支払わない外国人観光客には、以下のような行政処分が下される。

1. 口頭で注意され、ラブ・バリ・システムに記録される。
2. 外国人観光客国籍国の在外公館への処分書の通知。
3. 観光地でサービスを受けられない。
4. 出入国管理局に対して出入国管理に関する措置が申請される。
(当館注：上記の行政処分の結果、実際にどうなるのかは不明)

<参考 HP>

- ・当館 HP に掲載したバリ州政府作成の説明文（前出）
(<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100609519.pdf>)
- ・Love Bali (https://lovebali.baliprov.go.id/gov_notice)

(了)